

## 平成 30 年度南米長期研修員受入事業 業務委託仕様書

### 1 事業の目的

南米諸国との交流の架け橋となる人材を育成するため、歴史的に本県から多数が移住したブラジル・ペルー・アルゼンチン等から本県の海外移住者子弟らの受け入れを行う。本年度は、ブラジルから 1 名の研修員を受け入れ、日本語研修及び専門研修を組み合わせた研修を実施する。

### 2 事業名

平成 30 年度南米長期研修員受入事業

### 3 事業期間

契約日から平成 31 年（2019 年）3 月 22 日（金）

### 4 契約限度額

5,865,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

### 5 委託先に求められる能力

本事業の委託先には、以下の能力が求められる。

- ・本事業の期間中、事業を円滑に遂行するために必要な組織、人員、管理能力等を有していること。
- ・研修員のニーズおよび能力に適した研修内容を提案し、円滑に実施する能力を有していること。
- ・本事業の遂行にあたり、研修員に対し、ポルトガル語又は英語及び日本語により滞りなくコミュニケーションを行う能力を有していること。
- ・研修員の来日期間中、24 時間体制で不測の事態に対応する能力を有していること。
- ・研修報告書を的確、正確かつ読みやすく作成する能力を有していること。

### 6 研修員の概要等

#### (1) 研修員

ブラジル人研修員 1 名の受入を行う。

項目	職業	日本語	研修希望内容	性別	年齢
ブラジル人 研修員	大学生 (卒業予定)	上級 (N2)	・日本語 ・土木工学及び関連領域	女性	20 代

#### (2) 研修等日時（現状の予定であり、変更の可能性あり）

- ・研修期間：平成 30 年 7 月 3 日（火）～平成 31 年 3 月 22 日（金）

8 時 30 分～17 時 15 分

※土・日曜日は除く

- ・来日期間：平成 30 年 7 月 2 日（月）～平成 31 年 3 月 23 日（土）

日程	内容
平成 30 年 7 月 2 日（月）	入国後、本県へ来県

平成 30 年 7 月 3 日（火）～3 月 22 日（金）	主に本県へ滞在
平成 31 年 3 月 23 日（土）	帰国

## 7 委託業務の内容

本事業の目的をもとに関係者等と調整を行い、研修員の研修プログラムの策定及び研修スケジュール（ただし、原則として土・日曜日を除く）を作成し、当該研修を実施する。

### (1) 研修内容の企画・調整、研修スケジュールの作成、研修の実施支援

主な業務は以下のとおり。

- ・ 研修実施に必要な情報収集、調査
- ・ 研修プログラムの策定及び研修スケジュールの作成  
 ※研修は研修員の日本語能力向上を目的とした日本語研修と、研修員の希望研修領域に応じた専門研修を組み合わせたプログラムを策定する。なお、日本語研修と専門研修の受講時間の割合は、およそ 6 : 4 ずつとする。
- ・ 研修員受入先との調整
- ・ 研修を円滑かつ実効的に実施するために必要な資料等の作成
- ・ 研修及び附帯業務の実施、管理
- ・ 成果の取りまとめ（報告書の作成）等

※研修先については、受託事業者決定後、県と協議、調整を行う場合もある。

### (2) 研修員の生活面における支援、管理

主な業務は以下のとおり。

- ・ 研修員の宿泊・居住施設の手配と支払いを含む管理
- ・ 研修員のブラジル（グアルーリョス国際空港）⇄日本（成田国際空港等）間の航空運賃の支払い
- ・ 研修員の日本入国（成田国際空港等）⇄静岡間のアテンド
- ・ 研修員より寄せられる要望についての対応
- ・ 来日期間中、24時間体制で不測事態に対応する体制の整備（ポルトガル語又は英語による対応）
- ・ 体調を崩した研修員に対する医療支援（医療機関への付き添い）等
- ・ 研修員の心身の健康維持に必要な対応

## 8 経費の計上

本事業の対象経費は、具体的には以下のとおり。

なお、事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること。

項目	基準額、内容等
1 研修員交付金	
日当	@ 4,300 円 / 日
国内旅費	成田国際空港駅等⇄静岡駅間の交通費（往復） ※チケットによる支払いも可
国内研修旅費	研修や視察に必要な交通費、宿泊費 ※チケットによる支払いも可
書籍費	@ 10,000 円
資料別送料	@ 7,500 円
2 研修付帯費	
人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
補助員人件費	事業に直接従事する補助員（アルバイト等）に係る人件費
航空運賃	ブラジル・サンパウロ（グアルーリョス国際空港）⇄日本国（成田国際空港等）間の航空運賃（往復）
宿泊料	来日期間中、研修員が滞在する宿泊・居住施設への支払い
通訳料	研修等に必要となる通訳者に係る経費
研修費	日本語研修及び専門研修に要する経費
教材資材費	研修に要する教材、資材費の実費
印刷製本費	研修報告書の作成及びカラー印刷、製本等に係る経費 ※研修終了後、20部を納入
研修員交通費	研修員の研修先や視察研修時の交通費
関係者等旅費	・視察研修時の車両借上料 ・随行者の視察研修時等に伴う交通費及び宿泊料
電信電話料	国内通話が可能な携帯を、研修期間中貸与すること。当該料金にはレンタル料及び通話料を含む。
諸雑費	視察研修時の施設入場料等
3 研修員厚生費	
海外旅行傷害保険料	研修員に対する海外旅行傷害保険料 ※来日期間中の全日カバーすること ※保険金額は、下記以上とすること ・死亡：5百万円 ・障害後遺障害：5百万 ・治療救援費：3千万円 ・賠償責任：5千万円 ・携行品損害：10万円程度

健康診断料	研修員の入国時の健康診断料 検査項目は、下記以上とすること	
	検査項目	
	診察	問診、聴打診
	身体測定	身長、体重、BMI
	血圧	
	血液検査	血沈（1時間前） 白血球数・赤血球数・血色素量 GOT・GPT・γ-GTP HBs抗原・HCV抗体 梅毒検査
	尿検査	PH・糖・蛋白・潜血・ウロビリノーゲン
	胸部レントゲン	デジタル撮影
	便検査	虫卵 細菌（赤痢・サルモネラ・ビブリオ・O-157）
その他	診断書を作成し、県に提出すること	
4 その他		
事務管理費	1～3の合計額の20%以内	
消費税及び地方消費税	$(1 \sim 3 \text{ の合計額} + \text{事務管理費}) \times 8\%$	

#### 9 業務実施に当たっての条件

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、契約後、業務実施前に県に対して書面にて、再委託の内容と理由、再委託先（名称）、再委託先に対する管理方法等を報告し、承諾を得なければならない。
- (2) 本業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、本県に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たり知りえた情報を本県の許可なく他に漏らし、自己の利益のために利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠った事により、著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の

責任を負う者とする。

- (5) 仕様書の内容は、予算の範囲内で必要に応じ変更することができるものとする。

#### 10 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

#### 11 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、その業務目的に照らし、効果的に取り組むとともに、県との連絡を密にして行うこと。
- (2) この業務に関わる必要経費は全て受託費の範囲内で処理すること。
- (3) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県との連絡・調整を適宜行うこと。
- (4) 打合せは、県が必要と判断した場合には随時実施すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者において協議し、対応を決定すること。